

香川県農村地域への産業の導入に関する基本計画

令和6年3月

香 川 県

はじめに

本県における農村地域への産業の導入については、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「旧農工法」という。）が制定されて以来、推進体制の整備を図るとともに、安定した就業機会の不足している地域に重点を置いて成長性と安定性ある工業等の導入を促進してきた。

この結果、昭和46年の制度発足以降これまで、実施計画（旧農工法第5条第1項の実実施計画をいう。）の策定された多くの農村地域で工業等の導入が行われ、農業と工業等の均衡ある発展と雇用構造の高度化に貢献してきた。

近年、人口減少や少子高齢化の進展による地域経済の活力低下が懸念されるなか、本県の農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や減少、農産物価格の低迷、遊休農地の増加など厳しい状況にあるものの、恵まれた自然条件のもと、優れた農業技術と創意工夫によって、収益性が高く、全国に誇れる高品質な農産物が生産されている。

また、脱炭素やデジタル化の進展などを背景とした環境に配慮した農業やスマート農業の推進、さらには、地方移住や田園回帰志向の高まりを追い風に、認定農業者等の担い手に加え、多様な農業人材の確保や農村の活性化が期待されており、県としては、「香川県農業・農村基本計画」に基づき、農業・農村の発展に向けた各種施策を展開しているところである。

一方、県内には、建設機械、電気機械などの分野で大手企業の工場が立地し、その中核企業を中心に、高度なものづくり基盤技術を有する協力企業が多数立地するとともに、県内一円に冷凍食品や調味料などの食品関連企業、また、臨海部には、造船や化学などの基礎素材分野の大型工場が立地するなど、県民の就業機会の確保や県民所得の向上に寄与してきた。

企業誘致における地域間競争が激化するなか、県としては、今後、民間事業者による工業団地等の開発を含め、企業誘致の基盤となる産業用地を確保するとともに、若者にとって魅力のある情報通信関連産業や脱炭素社会の実現に向けたエネルギー関連産業等の立地・育成を進めることとしている。

本県農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくりの実現や、産業振興による本県経済の活性化と雇用の場の創出の実現のためには、地域の自主性と連携に基づく計画的な企業誘致等により、農村地域への魅力ある産業の導入を促進し、農業従事者の安定した就業機会の確保を図るとともに、産業の立地・導入に伴う土地利用調整による農地の集積・集約化や農業構造の改善等の措置を講ずるなど、農業とその導入される産業との均衡ある発展を図る取組みがますます重要となっている。

こうした中、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 48 号）の制定により、法令名が農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「農村産業法」という。）に改められるとともに、農村地域への導入の対象となる業種として定められていた工業等 5 業種（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業）の限定が廃止された。さらに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）の制定による農村産業法の一部改正により、「導入すべき産業の業種」を基本計画（農村産業法第 4 条に定める基本計画をいう。）に定めることとされていた規定が廃止された。

こうした法改正や国が定める「農村地域への産業の導入に関する基本方針」の変更等を踏まえ、従前の「香川県農村地域工業等導入基本計画」を「香川県農村地域への産業の導入に関する基本計画」として、次のとおり変更する。

| | |
|---|---|
| 第1 農村地域への産業の導入の目標 | 1 |
| 第2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標 | 4 |
| 第3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標 | 4 |
| 第4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方 針 | 5 |
| 第5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項 | 7 |
| 第6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円 滑化に関する事項 | 8 |
| 第7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農 業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項 | 9 |
| 第8 その他必要な事項 | 9 |

第1 農村地域への産業の導入の目標

1 導入業種の選定の考え方

香川県農業振興地域整備基本方針や香川県農業経営基盤強化促進に関する基本方針等の農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

市町は、実施計画において定める導入すべき産業の業種（以下「導入業種」という。）の選定に当たっては、次に掲げる考え方に基づいて定める。

(1) 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること

就業機会の創出に当たっては、産業導入地区において、農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）が常用雇用者として雇用されるなど安定的な就業機会及び雇用の質が確保されること。ただし、就業機会が創出されるとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等とならないようにする。

また、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により優良農地が確保され、担い手への農地の集積・集約化等が図られるとともに、農業従事者の雇用により導入産業が労働力を確保し、安定した産業活動の展開が可能となるなど、農業と導入産業の均衡ある発展が図られるよう、導入業種を選定する。

(2) 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること

地域の就業構造、ニーズ等を踏まえるとともに、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる導入業種を選定する。

(3) 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること

周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられる場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて、当該導入業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認する。なお、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要が生じたときは、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意する。

(4) 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること
地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の積極的な導入に配慮する。

(5) 農業用施設において営まれる農業を目的とする場合には「農業」を導入業種として選定することも認められること

農業用施設において営まれる「農業」は、導入の対象となる「産業」に含むことができる。

2 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

本県の農村地域及び農業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、本計画において産業導入地区の対象とする区域は、農村産業法第2条に基づく農村地域（香川県内の全ての市町の区域から、旧高松市（平成17年9月26日及び平成18年1月10日に行われた市町合併前の高松市）及び宇多津町の区域を除いた区域）とし、これらの地域において地域の農業従事者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等を図る。

なお、市町は実施計画において、産業導入地区の区域を地番単位で定めることとし、区域の設定及び見直しについては、次に掲げる考え方に基づいて定める。

(1) 各種土地利用計画との調整を十分に行うこと

国土利用計画、香川県土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画について、県及び市町の担当部局とあらかじめ十分な調整を行い、地域全体の利益を実現する最適な土地利用を図る。

(2) 過去に造成された工業団地等の活用を優先すること

過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先する。

また、こうした土地に係る情報を収集するとともに、収集した情報を体系化し、事業者に適切に開示するよう努める。

(3) 立地ニーズや事業の見通しを踏まえること

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者

がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

(4) 環境の保全に配慮すること

環境保護の観点から自然公園の区域、自然環境保全地域、鳥獣保護区、天然記念物や国内希少野生動植物等の貴重な動植物等の生息地及び自生地、特異な地形または地質を有する地域等良好な自然環境を形成している地域並びにこれらに大きな影響を及ぼすおそれのある周辺地域等については、産業導入地区の設定はしない。

(5) 区域の見直しの考え方

産業導入地区の区域の見直しについては、企業の立地ニーズや地域の社会構造の変化等を踏まえ、必要と判断した場合に行うものとし、あらかじめ県の都市計画、農業振興地域整備計画等の関係部局と調整し、その内容を市町の実施計画に反映する。

なお、実施計画の変更に伴い産業導入地区の縮小又は廃止を行う場合、優良な農用地確保の観点から、当該土地がその形状等からみて農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農用地区域をいう。以下同じ。）に含めることが相当であると認められるときは、農用地区域に編入する。

3 配慮事項

(1) 導入企業と地域産業との交流の促進

既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、産業導入地区に立地する企業（以下「導入企業」という。）と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と公設試験研究機関等との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

(2) 地域の雇用動向を踏まえた企業の導入

労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、高年齢者や障害者の雇用・就業機会の確保、働きやすい環境の整備に努めるほか、新規学卒者及びU J I ターン等の移住希望者をはじめとした若年者等の地元就職の促進に配慮する。

第2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、地域を支える農業の担い手の確保・育成及び集落営農の推進に十分配慮しつつ、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町は、地域社会の年齢構成、男女の比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者や障害者等の就業の円滑化、新規学卒者及びU J I ターン等の移住希望者をはじめとする若年層の定着化を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、導入企業及び関係機関団体との緊密な連携と協力により、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努める。

第3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

1 基本的な考え方

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月改訂）で示された政策の方向、香川県農業・農村基本計画や香川県農業経営基盤強化促進に関する基本方針等を踏まえ、農業構造の改善を図るよう努める。

2 農業構造の改善に関する目標

農村地域への産業の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)第13条第1項に規定する認定農業者等の担い手への農地集積・集約、集落営農の活動の促進及び農業経営の法人化を図ることにより、持続的に営まれる生産性の高い農業の確立に努める。

また、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

3 配慮事項

基盤法第6条第1項の規定に基づき市町が策定する基本構想の内容や、同法第19条第1項に規定する地域計画(以下「地域計画」という。)の内容等に留意し、農地中間管理事業や基盤整備事業等を活用した農地利用集積を進める中で、農村地域における産業導入促進が農業構造の改善を阻害しないことに配慮する。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

第4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

産業導入地区の区域の設定は、第1の2「産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方」に即し、地域全体の利益を実現する最適な土地利用を図ることを旨として、今後とも農用地等としての土地利用を図ることが適当である優良農地等の保全及び周辺農地への影響を考慮しつつ、適正かつ円滑に行われなければならない。

やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合においては、市町は地域の実情を踏まえつつ、次の考え方にに基づき、施設用地と農用地等との利用の調整を行う。

1 施設用地と農用地等との利用の調整

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

市町の区域内に、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域が存在する場合には、この地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先する。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにするこ

と

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないように次の点について十分に調整を図る。

- ・ 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、農業機械による営農への支障が生じないようにすること。
- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすること。
- ・ 地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じないようにすること。

(3) 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積は、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積とする。

(4) 面的整備(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓)を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこととする。

(5) 農地中間管理機構関連事業の取組みに支障が生じないようにすること

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業(農地中間管理機構関連事業)として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこととし、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこととする。

また、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記(1)から(3)までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこととする。

なお、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」

については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたもの、及び当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地がこれに含まれる。

このため、優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、市町は、県の農政部局と緊密に連携を行い、こうした農用地を適切に把握することができるよう努める。

第5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤をはじめとする定住条件の整備を促進することが肝要であることから、次の施策の実施に努める。

この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。

また、地域再生法(平成17年法律第24号)、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町単位で整備することが困難なものについては、県、関係市町等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

1 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む

農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的整備及び文化の振興に努める。

第6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

市町は、農村地域に導入される産業に農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、次の施策を実施する。

1 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

2 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元の農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用を促す。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助

に努める。

3 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって、既存の公共職業能力開発施設に対する国の助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、国の支援対策を活用し、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

第7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

市町は、産業導入地区における農業構造の改善を促進するため、産業の導入と一体的に次の施策を実施する。

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町における地域計画の策定を通じて地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進に当たっては、導入企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図る。特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

第8 その他必要な事項

市町は、農村地域への産業の導入に当たっては、第1から第7までの記載事項のほか、次の事項に配慮する。

1 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たって、環境基本法（平成5年法律第91号）、香川県環境基本条例（平成7年香川県条例第4号）及びみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号）等の環境関係法令及び香川県環境基本計画等の環境保全に関する計画を踏まえ、環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行うとともに、必要に応じて、実施計画の策定に先立ち、産業の導入が環境に与える影響を調査検討する。

また、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努める。

なお、産業の導入後においても必要に応じて環境の監視、環境に与える影響についての補完調査の検討を行い、事業者の講ずる環境保全対策についても積極的に指導を行う。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する等、地域の安全の確保に留意する。

2 農村地域の活力の維持増進への配慮

本県の農村地域での若年層の流出や高齢化の進行を踏まえ、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU J Iターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や移住・定住制度の充実、職業紹介等を総合的に進め、地域社会の活力の維持増進が図られるよう努める。

3 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への産業の導入に当たっては、香川県過疎地域持続的発展方針等の地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その効果的かつ円滑な実施が図られるよう努める。

4 農業団体等の参画

実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の

導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体と緊密に連携し、諸問題の解決が図られるよう配慮する。

5 関係部局間の十分な連携等

導入企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町、導入企業、農業団体、商工団体、公設試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、市町においては、本制度の運用に当たっては、商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努める。

6 企業への情報提供等

産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び中国四国農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用に努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、国や県・市町が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行う。

7 遊休地解消に向けた取組み

既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図る。

8 撤退時のルールについて

立地企業が撤退する場合には、撤退後の跡地の有効活用が可能となるよう、時間的余裕をもって可能な限り早期に市町に報告する等の撤退時のルールを市町と企業との間で企業の立地時に定めるよう努める。

9 実施計画のフォローアップ体制の確保

市町は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努める。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町は、その理由や今後の方策等について検討を行い、実施計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等に活用するものとする。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県に共有するよう努める。

なお、市町は、旧農工法で定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。

附則

この計画は、令和6年3月8日から適用する。